



## 【参考】幕末大河ドラマと主要人物

- ①『新選組！』（2004年、三谷幸喜作、香取慎吾主演）
- ②『篤姫』（2008年、宮尾登美子原作、田淵久美子脚本、宮崎あおい主演）
- ③『龍馬伝』（2010年、福田靖作、福山雅治主演）
- ④『八重の桜』（2013年、山本むつみ作、綾瀬はるか主演）
- ⑤『花燃ゆ』（2015年、大島里美・宮村優子作、井上真央主演）
- ⑥『西郷どん！』（2018年、林真理子原作、中園ミホ脚本、鈴木亮平主演）

## I 江戸イメージの変化と時代劇の変化

### 1. 「江戸イメージ」の変化

慶長8年(1603)から慶応3年(1867)までの足かけ265年にわたる「徳川日本(Tokugawa Japan)」=「江戸時代」は、その大部分が、国内・対外的に戦争のない「徳川の平和 Pax Tokugawana」とよばれる「平和」「文明化」の時代として徴づけられる(大石学『新しい江戸時代が見えてくる—『平和』と『文明化』の265年—』吉川弘文館、2014年)。16世紀の約100年にわたる戦国時代は、多くの武将・英雄を生み出した。彼ら戦国の勝利者は、いうならば、より多く人を殺し土地を奪った人物たちであった。こうした価値が横行した戦国時代を克服し、「平和」の時代=江戸時代に入ると、これらの行為は犯罪とされた。武器は国家規模で管理され、唯一武器の保持を認められた武士たちも、自らの判断で勝手に武器を使用することは、禁止されたのである。

この「平和」に注目することにより、江戸時代のイメージは、従来の近代社会との断絶面に注目する「封建制」、すなわち、領主(武士)の抑圧・収奪面の強調から、近代との連続面を評価する「初期近代(アーリーモダン)」、すなわち近代の準備、近代化の第一歩と、捉えられるようになったのである。たとえば、江戸時代の領主である武士は、兵農分離や転封政策によって在地性を失い官僚化し、領地の民衆(農民)とは、文書主義・契約主義など恣意がはたらきにくいシステムが形成された。民衆の一揆・騒動なども、領内不取締りとして御家断絶などの処罰の理由となるため、安全第一、御家第一の前例主義や横並び主義の官僚的支配が普及していった。しかも多くの武士たちは、自領地からの年貢ではなく、幕府や藩から蔵米(サラリー)を与えられて任務を遂行する存在となった。武士が権利として武力を発動する「チャンバラ」は、現実のシーンから消えていったのである。

そして、この「徳川の平和」を基礎から支えたのが、「江戸の教育力」であった。「江戸の教育力」は、武力による問題解決を禁止し、訴訟裁判という解決方法を明示し、社会を「平和」「文明化」させた。江戸時代の武器不使用や教育普

及にもとづく秩序維持は、世界を見てきた多くの来日外国人が高く評価するところである(大石学『江戸の教育力ー近代日本の知的基盤ー』京学芸大学出版会 2007年、同『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、2013年)。

## 2. 時代劇の変化ー「チャンバラ」から「現代劇」へー

- ①伝統=チャンバラ (様式美)、ヒーロー、勧善懲悪、お約束→水戸黄門、暴れん坊将軍、遠山金四郎など
- ②斬り合いのない時代「帯刀した者たちの間で流血事件が起きたと耳にするのはめったになく、この国の人間の性来の善良さと礼儀正しさを存分に物語っている」(E・スエンソン『江戸幕末滞在記』p.74、デンマーク人、フランス海軍士官として1866年来日)
- ③使われない刀
  - a 「日本という国は、あらゆる文明国の中でも、武器を持つ習慣が最も広まっている国であるので、その危険な習慣の不都合を出来るかぎり避けるために、厳しい規則を採用せざるを得なかった。正当防衛以外の場合でなければ、路上で何人も刀をぬけば、決まってこの上なく重い罪に問われるのである……槍の刃先、銃の銃口さえもが丁寧に鞘に包まれているのは、平和時に、なんなれと武器を人の目に曝すことを禁じている厳しい禁止命令のためなのである。敵国に遠征するときにはしか鞘は外されないのである」(ルドルフ・リンダウ『スイス領事の見た幕末日本』p.162 プロシヤ生まれの外交官、1861年から3度来日)
  - b 「すべての地役人ならびに身分の高低にかかわらず、幕府の役人は同じような二本の刀を携えている。うち一本は本人のもの、もう一本はお役目用の刀と呼ばれ、そちらのほうが長いのが常である。両方を同じ側の帯に差すが、互いに少し交差させている。役人が部屋に入って坐る時は、通常、お役目刀を脇に置くか前に置く」(ツェンベリー『江戸参府随行記』p.257、1775年来日、スウェーデンの植物学者)
  - c 「日本人の間では、汚名を蒙り屈辱を受けた場合には、自殺をするのがふつうのことである……すべて死よりも恐ろしい不名誉に陥ることを避けるためには、常に自殺のための道具を手許に用意しておくことが絶対に必要なことである」(イザーク・ティチング『日本風俗図誌』新異国叢書、雄松堂書店、1970年、pp.258~259、1779年来日のオランダ人)
  - d 「両刀を差す権利について考えてみるに、人は何と言おうとも、私にはこの権利にそう大した区別があろうとも思われない。その証拠に幕府の鍛冶工や、大工さえも二本の太刀を差しているではないか。日本の警吏にいたっては言語道断だ、我々はむしろ警吏は全然ないと言いたい……すなわち警察の機能

は、騒動とか犯罪を、強力をもって防遏ぼうあつするというよりは、これを未然に防止するように仕組まれている」(リッター・ホイセン・ファン・カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日々』1860年序文、平凡社東洋文庫、1964年、p.64、1857年来日、オランダ海軍)

e 「二本の刀を帯びる特権は日本人の名誉と威厳の考え方に結びついている。長い刀は戦の際の武器で、親しい人間の家では体から離すのが礼儀である。短い刀は専ら自殺用の武器である。それ故友人の家を訪れた際にこれを身につけていても、何等無礼ではない」(C・モンブラン『モンブランの日本見聞記』新人物往来社、1987年、p.38、1862年来日、フランス人)

f 「刀を使用することは、戦争のとき以外は厳しく禁じられている……ガニビルズすなわち警察官は、刀のほか、把手のついた短い棒[十手]を持っている。これで抵抗する犯人が手にする武器をたたきおとすのである。槍その他の武器の先端は鞘におさまっている」(ペーター・ベルンハルト・ヴィルヘルム・ハイネ『ハイネ世界周航日本への旅』新異国叢書、雄松堂書店、1983年、pp.237~238、1853年ペリーとともに来日、ドイツ系アメリカ人)

▽大石学『江戸の教育力ー近代日本の知的基盤ー』(東京学芸大学出版会 2007年)「考えてみると、江戸時代は年中、斬り合いをしていたわけではない。武士が刀を差していたことから、ともすると日常的に斬り合いや斬り捨て御免が行われた時代と考えられがちである。しかし、今日残されているさまざまな記録や史料を見ても、斬り合いの記事はそう多くはない。もし斬り合いなどが起きれば、江戸中の大きなニュースになるほどであった。このようなとえは不適當かもしれないが、今日拳銃を携帯している警察官が、定年までの在職中に事件に遭遇して発砲する回数と、江戸時代の武士が一生のうちに刀を抜いて斬り結ぶ回数とは、それほど変わらないかもしれない。江戸時代、殺人事件が起きると、役人が出張し、現場検証や聞き込みを行い、報告書を作成する。指名手配書を公開することもある。犯人が逮捕されると、裁判が行われて刑が確定する。人が一人死ぬということは、現在と同じくらい重い出来事だったのである。チャンバラだけで江戸時代をイメージすると、実態を見失うことになりかねない」⇒時代劇の革新=庶民、生活、日常、人間性、個人と家族・組織・地域・社会・国家を描く

④大名行列ー「行列はみな声を立てずに動いて行くが、身分の高い人の行列にあつては、前に行く先触れが『下にいる』Sitaniro、つまり『膝まずけ』と叫ぶ。それと同時にすべての者が平伏するのである。しかし、われわれが大名行列に何度も出会ったことがあるけれども、これは一度も見なかった習慣であつた。民衆は恐れて道を避けるが、この権力者をさほど気にしていないのが常であつた。われわれの見たところでは、大部分の者は平然と仕事をして

いた」(ドイツ人画家ベルク著『オイレンブルク日本遠征記』上、p.107、1852年来日、オイレンブルクは駐日ドイツ公使)

- ⑤高札に集まる庶民—識字率の高さ／読み書き能力 literacy の向上
- ⑥江戸時代の女性像の変化⇒抑圧された女性像から自立的・社会的な女性像へ  
⇒外国人が見た女性「しかし日本の女性が、世界の中で自分たちが一番虐待されていると思っているなどと想像してはいけない。それどころか、おそらく東洋で女性にこれほど多くの自由と社会的享樂とが与えられている国はないだろう……女性の地位は東洋よりも、むしろ西洋で彼女たちが占めているところに近い……そこでこれらの女性は隔離されることなく、劇場にも、食事にも、遊山にも、また草花の展示会にさえも出かけ、思うままに振舞うのである。彼女たちは水上の遊樂が大好きで、またギター(三味線のこと)に堪能である……女性たちは踊りも達者だということである」(ローレンス・オリファント『エルギン卿遣日使節録』pp.105～106、安政5年(1858)日英修好通商条約のため来日、文久元年(1861)在日イギリス公使館第一書記官に任命)

■さて、近世史研究における以上の「江戸イメージの変化」は、「チャンバラ」に代表される従来の時代劇の変化とも連動している。すなわち、かつての時代劇で横行した武士の安易な抜刀、威圧的・抑圧的にふるまう悪役、それにを「武力」をもって制する正義の剣士、というストーリーと「勸善懲悪」(正義は必ず勝ち悪は滅びる)は描かれにくくなった。複雑化する現在の問題群を前に、「時代劇」にもリアルが求められるようになったといえる。

近年の時代劇・歴史ドラマの主流は「チャンバラ」「勸善懲悪」ではなく、私たちが共感できるリアルな人間関係や生き方にフォーカスする。近年女性の作家・脚本家・役者が多くなっていることも、こうしたトレンドと関係する。江戸時代を現代と断絶した過去として描くのではなく、現代と地続きの時代へと大きく変化しているのである(大石学『時代劇の見方・楽しみ方—時代考証とリアリズム—』吉川弘文館、2013年)。

### 3. 近代化の要素 (大石学『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、2013年)

#### ①権力構造論

a 大石編『江戸時代への接近』(東京堂出版、2000年)「江戸時代=『平和』の中の300年は、統一的国家体制が整備され、民間社会が成熟し、列島の均質化が大いに進んだ時代であった。そして、この変化こそ明治時代以後の日本の展開の重要な前提となったのである。現代日本の政治的・社会的問題である東京一極集中や官僚指導、あるいは社会の均質化などの諸現象は、江戸時代以来の400年という長い時間の中で形成されてきたといえるのである」

b 大石編『近世国家の権力構造—政治・支配・行政—』(岩田書院、2003年)

「近世国家権力は、中世権力の多元性・分散性を克服するとともに、近代国民国家の一元的権力を準備するという歴史的位置にあった。近世権力の特徴は、古代・中世を通じて展開してきた天皇・公家・寺社・武士などの諸勢力が、将軍を中心に国家的規模で編成されたことにある」

- c 大石「日本近世国家における公文書管理－享保の改革を中心に－」（歴史人類学会編『史境』第36号1998年）「近世国家・近世社会は、かつて克服すべき対象であった『封建遺制』を生み出した母胎としてではなく、あらたな克服対象となった『近代』を生み出した母胎としてあらためて検討されつつある」
- ②鎖国論－大石『江戸の外交戦略』（角川選書、2009年）「『国家－国民』の関係から鎖国』を見直すならば、新たな評価が可能となる。すなわち、日本史上はじめて国家が対外関係において国民を管理する時代が到来したということである。今日、私たちは外国に出かけるさい、パスポートを通じて出国を申請し許可され、帰国のさいにも同様の手続きを行う。国家が国民の出入国を管理するシステムである。たとえば、治安や疫病などが著しく悪化した地域への国民の出入りを国が制限することもありうる。こうした『国家－国民』関係の原型を、『鎖国』に見ることができるのである……江戸幕府は、日本史上初めて列島規模で国民を管理した権力であった」
- ③享保改革論－「大きな政府」公共機能・国家機能の拡大、官僚制の整備／大石『吉宗と享保の改革』（東京堂出版、1995年）、『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、1996年）／編『日本の時代史16・享保改革と社会変容』（吉川弘文館、2003年）、大石『徳川吉宗－日本社会の文明化を進めた将軍－』（日本史リプレット人、2012年）、大石『近世日本の統治と改革』（前出）
- ④官僚制論－編『近世藩制・藩校大事典』（吉川弘文館、2006年）／『大岡忠相』（人物叢書、吉川弘文館、2006年）／編『高家前田家の総合的研究－近世官僚制とアーカイブズ－』（東京堂出版、2008年）／編『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、2009年）→幕府官僚制と大名の官僚的性格
- ⑤近世公文書論－編『近世公文書論－公文書システムの形成と発展－』（岩田書院2008）→官僚制の基礎としての公文書 archive 政策
- ⑥江戸首都論－大石『首都江戸の誕生－大江戸はいかにして造られたのか－』（角川選書、2002年）、編『近世首都論』（岩田書院、2013年）、監修『首都江戸と加賀藩－江戸から地域へ、地域から江戸へ－』（名著出版、2015年）  
⇒近世国家内政・外交の中心
- ⑦首都圏論－編『多摩と江戸－鷹場・新田・街道・上水－』（たましん地域文化財団、2000年）／監修『高家今川氏の知行所支配－江戸周辺を事例として－』（東京学芸大学近世史研究会調査報告、名著出版、2002年）／監修『千川上水・用水と江戸・武蔵野－管理体制と流域社会－』（同2、名著出版、2006

年) / 監修『内藤新宿と江戸ー首都江戸と周辺の結節点の視点からー』(同 3、名著出版、2010 年) / 監修『江戸周辺の社会史ー「江戸町続」論のころみー』(同 4、名著出版、2018 年)

- ⑧国民教育の成立ー『江戸の教育力ー近代日本の知的基盤ー』(p. 2~3) →読み書き literacy の向上
- ⑨家・家族論ー庶民の「家」の成立(単婚小家族)ー「家族」「家系」「家業」「家産」「家墓」「家訓」「家風」、宗門人別改帳 / 「生活文化から見た江戸時代ー大河ドラマ『篤姫』の時代考証を通じてー」(全国家庭科教育協会『家庭科』平成 20 年度 3 号、2008 年)
- ⑩村町ー組合論ー公的・国家的性格(太閤検地、村切り、村請制) = 大石「伊勢国文祿検地の基礎的研究」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 57 年度、1983 年)ー国家による村の掌握 / 大石「近世江戸周辺農村の機能と性格ー武州野方領の分析を中心にー」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 56 年度、1984 年)ー村を越えた結合(組合)
- ⑪社会論ー日本型社会の形成「外国人が見た近世日本と日本人ー日本型文明社会の成立と発展ー」(竹内誠監修『外国人が見た近世日本ー日本人再発見ー』角川学芸出版、2009 年) →社会秩序、治安
- ⑫大石学「世界史のなかの江戸」(歴史学会『史潮』第 67 号 2010 年)「筆者は日本近世について……日本型社会・日本型システムと呼ばれる今日の日本社会の特質を生み出した時代として位置づけている。これは、日本近世・近代が成立・発展期させてきた日本型社会・日本型システムが、今日グローバル・スタンダードのもとで、変質・解体しつつあるという認識にもとづいている」
- ⑬明治維新論⇒「西高東低」史観の克服、官僚革命論 = a 『新選組ー『最後の武士』の実像ー』(中公新書 2004 年) / b 編『19 世紀の政権交代と社会変動ー社会・外交・国家ー』(東京堂出版 2009 年) / c 『近世日本の統治と改革』
- ⑭時代劇論ー編『時代考証の窓からー篤姫とその世界ー』(東京堂出版、2009 年)、大石『時代劇の見方・楽しみ方』(吉川弘文館、2013 年)

#### 《小括》

- ①現代の私たちの国家・社会に連なるさまざまな要素の成立・発展の過程として江戸時代を見る視角・方法 = 日本型社会・文化・システムの形成過程
- ②日本型社会の形成ー幕末維新期の「西欧の衝撃 western impact」に先行する自立的な国家・社会の形成過程として近世国家・社会を描く
- ③今日グローバル化のもとで、変質・解体しつつある日本型社会・日本型システムの成立・発展期として江戸時代(日本近世)を捉える視角
- ④「世界標準 global standard」→競争社会、市場原理、格差社会
- ★⑤理解不可能な(近代と断絶的な)江戸時代像から理解可能な(近代と連続

的な) 江戸時代像へ

## II 文字社会と幕府官僚制

### 1. 民間の読み書きリテラシー向上

- ①兵農分離と文字＝「第三十一問 彼らの言語・写字・計算の方法、子孫に歴史を公開す……彼らは特に準備せられたペン（筆）を以て書く。彼らの命令は大概手紙によるが、これは迅速に到着し遅延しないからである。多くの事実を数行に書くことは一つの技術で、何人もこれをよくするのではなく、特に学びかつ修練する要がある。彼らの請求書・書類・手紙・殊に高位長上に宛てた文が、短文で内容に富んでいるのは驚くべきである。伊太利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で売買を記帳し、一切が整然として明白である。彼らの計算は細い棒の上に円い小玉を刺した板（算盤）の上で行なわれる。加減乗除比例まで整数分数とも出来、そうして和蘭におけるよりも、また速算家でない尋常の和蘭人が計算するよりも、一層迅速正確である」（フランソア・カロン、1642年、『日本大王国志』幸田成友訳、平凡社東洋文庫、1967年、p. 188）
- ②文字文化の広がり
- a 「分限相応に手習をいたさせ、そろばんをならはせて」（『百姓伝記』）
- b 井原西鶴「西鶴織留」（『日本古典文学大系 48・西鶴集下』1960年、岩波書店）  
「近年人のありさまを見るに、いづれか愚かなるはひとりもなし…一ツ／＼ありのまゝに書付る筆者は、五町七丁のうちにもなき事なりしに、今時は物かゝぬといふ男はなく何事にてても外の知恵をからず面々に諸事を済さぬといふ事なし」 p.375）
- ③教育への関心
- a 香月半山、元禄 16 年 1703 刊行「小児必要養育草」（山住正己・中江和恵編『子育ての書 1』東洋文庫 1976 年）「手習いの事、肝要なり……また近きころは、女の童をも、七、八歳より十二、三歳までは、手習い所につかわすなり」（p.380）
- b 貝原益軒、宝永 7 年 1710 「和俗童子訓」／「六七歳より和字（かな）をよませ、書ならはしむべし、はじめて和字ををしゆるに、『あいうゑを』五十韻を、平かなに書て、たてよこによませ、書ならはしむ、また世間往来の、かなの文の手本をならはしむべし」
- ④経済の発展＝ a 商人『商売往来』「商売持扱文字」／三井越後屋の奉公人採用「手跡算盤又は弁舌等と吟味可申事」／ b 百姓「農書」（大開発から集約農業へ）『清良記』『百姓伝記』『会津農書』『農業全書』
- ⑤来日外国人の評価

- a 「日本人は、上司に差し出す陳情書をきわめて短い、それでいて完全な文を書くが、実に驚くべきことである」(ヴィルマン『日本王国略誌』 p.80)
- ★ b 「この城《大坂城》には將軍の家宝と毎年西方諸国からの年貢を保管し、また西の諸大名の反乱を防ぐために、強力な守備兵を置き、將軍に最も忠誠を誓っている寵臣のうちから二人の大名にその指揮を命じ、三年ごとに交代させた。しかし、その際注目すべきことは、非番の者が、任務を果して江戸から到着すると、もう一人の者は彼とは言葉も交わさず直ちに出発し、重要な報告事項は文書にして城内の役所に残しておかなければならないということである」(ケンペル『江戸参府旅行日記』 p.117)

## 2.8代將軍吉宗の官僚制整備=享保改革 (1716~45)

⇒「大きな政府」「強い政府」による国家機能・公共機能の拡大

⇒官僚制の整備／公文書システム／法典の編纂

- ★①享保8年(1723 足高の制(神沢杜口『翁草』寛政3年・1791 成立、日本随筆体制Ⅲ21、p.21)「御勘定所の勤こそ少しの働も際立て立身も足早なれ、享保の以後御勘定奉行の内、杉岡佐渡守、細田丹波守、神谷志摩守、萩原伯耆守の類、各軽士・農民より出たり、此外にも多く有べけれども、一々考るに不遑、是其筈の事なり、其所以は古来当役は五、六千石の分限の面々へ仰付られし事なれども、中頃諸役御足高を被定し砌、当役も三千石高に成ぬれば、持高小身の面々も器量次第自由に御役勤る故、御勘定の諸士一統に励みて、平勘定は組頭に成ん事を欲し、組頭は吟味役を望み、吟味役は奉行を羨み、相俱に進転せん事を励みに仍り、近世他役より此へ転ずるは希にして、多くは平勘定より段々経上り、奉行迄も進む故に、右に記する面々も皆其類なり」⇒家格主義から能力主義へ、昇進ルートの確立、縦割り主義

- ★②荻生徂徠の公文書認識(『政談』岩波文庫)

- a 「何役にも頭役・添役・下役・留役と四段に立て、あるいは軽き役には添役を除きて三段にも立て、あるいは殊の外に軽き役は添役・下役を除きて二段にも立て置き……留役は軽き役にて、一役の事を帳に書留さすべし」(p.171)
- b 「何の役にも留帳これなく、これ宜しからざる事也。大形は先例・先格をそらに覚えて取扱う故に、覚え違いある也。留帳に類分けをしておく時は、手間取らず知る事也。当時はその役に久しき人内証にて書留をしておく人あれども、面々の手前にてしたる事ゆえ、多くは甚だ秘して同役にも見せず、手前の功ばかりを立てんとす。新同役出来すれば、我に手をさげさせて少しづつ教えて、いつまでも我が手に付けんとする事当時専ら也。これにより諸役ともに皆同役一味して、何事をも上へはぬりかくして申し上げず。また新役に器量の者ありても独り立ちて思い入れ御奉公をする事ならず。これ留帳

のなき弊也。留帳ある時は、新役人もその帳面にて役儀の取扱い相知るる故に、御役仰付けられたる明日よりも役儀勤まるべし。その上留帳なき時は、先格・先例にこれなき事なれども、了簡して見れば必ずあるべき事などのあるをも、兼て吟味し工夫をして置くべきようなし。総じて役人茫然として役儀の事に暗きは皆留帳のなき故也」(p.175)

- c 「御政務などの留帳を真字（漢字）にて認め……総じて日記などを仮名にて書く故、先例を操る時、急には見分けられぬ事にて、当時は何ぞ先例を操る時に、日記は急に用に立たず。これによりその事を勤めたる人の許へ尋ねに遣す事、当時の風也。日記をも真字にて認める時は、第一真の文章は短くて事すみ、その上真文字は文字に目角付くものなる故、何程大部の日記にても即時に操らるる徳あり」(p. 344)
- ③ 「前々は混雑致し、旧例見合之儀早速難成候處、享保八卯年より有来諸帳面諸書物、年分ケ、類分ケ、郡分ケ等に致し置き、旧例見合に差し支え之れ無き様に仕り候事」(延享2年・1745「達」『日本財政経済史料』) →レファレンス reference 機能の強化
- ④ 「いさゝかの事ども、文書もてとり扱ふゆへ、事になれざる輩は、文書を専らとして実意をうしなひ、そが上無益に日をついやし、要とすべきことは、かへつてをろそかになれば」(元文元年・1736「達」『徳川実紀』8-722) →ペーパーレス社会からペーパー社会へ
- ⑤ 松浦静山著『甲子夜話』(平凡社東洋文庫、1977年)1760~1841 平戸藩主「予中年の頃、万年三左衛門と云し人に邂逅(かいこう)せしが、この人は以前評定所の留役を勤たりし者なり、其話に云、評定所の庫中なは、徳廟(将軍吉宗)御時の律条の冊あり。松平越中守(定信)加判勤役のとき、何かに手を入れ、諸事改正ありし頃、或時云云のことにより、誰某この御律令のひと申出たるに、越中守さらば見んと云はれて、御庫より此冊を出したるに、数個の付札あり。松平左近将監、大岡越前守の輩、各存意を記して奉りしに、徳廟御自筆を以て加書し給ひ、所存にはかく思候など記せられたるに、又下よりはかくかく奉存候など書たるもあり、又各申所尤に存る杯の御親筆もありて、越中守も始て拝見せられて、詞もなかりしと云」(pp.25~26)
- ⑥ 大岡の歴史的位罫—延享元年(1744)6月20日大岡は地方支配の職の辞意を表明「私江御預之地方支配之儀、当御役被仰付候節先只今之通可勤旨御書付ニ而被仰付候ニ付、当時迄相勤申候得とも、若又上之思召ニ相違仕候儀も難計候、私儀ニ御座候得者一品も多御用相勤候儀、身之為難有義ニハ候得共、御勘定所当時殊之外よろしく罷成候得者、最早私方之地方之義元江御返し被下可然」(『大岡日記』) ⇒享保改革の時期、地方支配は、本来的な幕府官僚組織である勘定所—代官の系統とユニークな地方巧者によって形成された大岡

集団とが、並存・競合する形で展開⇒勘定所の機構改革の完了とともに解体

### 3. 記憶から記録へー文書主義の浸透ー

- ①「治世うちつゞきて人主役人どもに次第に威高く位貴くなりて、かりそめのことも段々取次多く持て廻るゆへ、次第に役数多なりて却て事も大（夫）につれ不埒明こと多し、たとへば口上にて済たる事も、口上書になり、口上書で済たることも急度証文加印など云様になる故、急ぐことは間に不合ゆへに次第\／にふゑたるものなり、夫に付ては無用の費も多からん、昔役所に硯一つあれば済たることに、今は一人\／硯をひかへ、紙筆も大分費へ、かりそめのことも帳面\／と云て、役人もましながら昔の十倍も用多し」（伊予松山・大月履齋「燕居偶筆」瀧本誠一編纂『日本経済大典』11-176)
- ②「昔は用事の手紙取かわし稀にて、使にて口上申遣す、女中方も大形下女を使にて、用事口上に済む、文にて申遣す事稀也、依之近年の十分一も入らず、下直成し、近年は口上にて済事も、書状猶以上封じ致す故、封じ紙迄入也、半切紙などは差てなく、六十年以前より半切の紙出る也」（財津種爽「むかしむかし物語」『続日本随筆大成別巻・風俗見聞集1』吉川弘文館1981年、p.61）
- ③「尤老人之語り伝へし事は無証拠也」（多摩郡落合村記録）

### 4. 外国人の驚き

- ①文化8年（1811）ロシア海軍少佐ゴロウニン『日本幽囚記』（井上満訳、岩波文庫1946年）「日本の国民教育については、全体として一国民を他国民と比較すれば、日本人は天下を通じて最も教育の進んだ国民である。日本には読み書き出来ない人間や、祖国の法律を知らない人間は一人もみない」／「だから国民全体を採るならば、日本人はヨーロッパの下層階級よりも物事に関しすぐれた理解をもっているのである」
- ②文政3(1820)オランダ商館員ファン・オーフルメール・フィッセル1800~48)『日本風俗備考1・2』（庄司三男・沼田次郎訳注、平凡社東洋文庫1978年）
  - a 「町の政治行政は、町年寄とも呼ばれている役人の評議会に委任されている……各人は自らの職務に関して、すべての出来事と処置とを詳細に記録し、またそれについての抄録を奉行所に提出する義務がある……彼らはあらゆる要求・請願をすべて前例に従って検討し、その根拠を与えてくれる古い記録に依じてそれを拒否し、あるいは承認するのが慣例となっているので、主人が、その秘書官の進言にすべてをまかせてしまうことができるようにするためである」（1-pp.71~72）
  - b 「日本人は、勉学に熱心であって疲れを知らない。彼らがオランダ人や中国人のもとで修業するために、日本国内の他の地方から長崎に留学することも

まれなことではない。なかでも近年、これまで以上に数多く長崎に姿を見せ、またその才能と進歩のいちじるしい証拠を示したものは、多くの医師たちである」(1-p.141)

c 「私には日本人ほど好んでペンや筆を振う国民があるとは信じられない。彼らはあらゆることを文書にして取扱う。また一般的にきわめて広い範囲にわたって手紙のやりとりを続けているので、婦人ばかりか男子も、このために時間の大半を費やしている有様である」(1-117)

③ドイツ人博物学者フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルトの安政5年～文久2年の再来日に同行した長男アレクサンダー・フォン・ジーボルト(1846～1911)『ジーボルト最後の日本旅行』(斎藤信訳、平凡社東洋文庫、1981年)「先生は清書を朱墨でなおす……日本人がある文字の書き方を忘れてしまった時、彼がどんな風にするかを観察するのは、特筆に値する。日本人は長いこと考え込まず、人指し指を無雑作になんの上に書くというわけでもなく動かしているが、普通は数回やっているうちに、複雑な字画の文字を思い出すのである……テキストは普通古典の書物であるが、クラス全体が同時に先生といっしょに大きな声を出して読む。もっと正確に言えば、合唱するのである……長い文章を講義する時には、最初はただ読み方だけを暗誦し、意味は問題にしない。後日上級に進んでから、やっと文字の意義や本文の意味を説明するのである」(p. 79)

④ローレンス・オリファント『エルギン卿遣日使節録』

a 「日本には国民教育についてわが国よりもっと広く普及している制度があるようである……彼らはまた、まるで郵便制の楽しみにふけているかのように、たがいに短い手紙を書くことが好きである」(pp.162～165)

b 「日本人はすべて小さな携帯用のインクスタンド[矢立のこと]をひもで胸に下げている。それはふつうきれいに漆で塗られ、中にペン、というよりも筆を一本収め、またインクを漏れないように入れた小さな部分がある。懐にはたくさんの紙がある。一枚一枚になっていることもあるし閉じてノート・ブックの形になっていることもある。われわれの金属の付いたノート・ブックはいつも羨望と好奇的になっていたしインド・ゴムのバンドの効用もしかるべく認められていた」(pp.167～168)

⑤アメリカ人ラナルド・マクドナルド『マクドナルド「日本回想記」—インディアンの見た幕末の日本—』「日本人のすべての人—最上層から最下層まであらゆる階級の男、女、子供—は、紙と筆と墨を携帯しているか、肌身離さずもっている。すべての人が読み書きの教育をうけている。また、下級階級の人びとさえも書く習慣があり、手紙による意思伝達は、わが国におけるよりも広くおこなわれている」(p.124)

- ⑥万延元年（1860年）～文久元年（1861年）に日本に滞在したプロイセン人  
 オイレンブルクの部下の画家ベルクの著作か『オイレンブルク日本遠征記』  
 上・下（中井晶夫訳、新異国叢書、雄松堂書店、1969年）
- a 「絵による表現への好みは一般的であって、ほとんどすべての日本人が絵を  
 描くらしい。字を書くにも手と目の修練がいるが、単に書くだけでなく、美  
 しく書くことが要求されるので、子供のときから時間をかけて入念にやるの  
 である……どこの本屋へ行っても、絵図入りの書物は無数に見出すことがで  
 きるし、また何百という絵だけの本もあるのである」（上 PP.92～93）
- b 「書籍が安価なことと、日本人はどんな身分の者でも読書欲のあることはす  
 でに序章で述べておいた。番所にいる兵士でさえ本を読んでいるし、子供や  
 妻君や娘たちも熱心に読書に耽っているのが見られる」（上 pp.96～97）
- c 「読み書き、国史、道徳哲学などについての青少年教育は、非常に熱心に行  
 なわれている。いろいろな段階の教育施設もある……書道は低い身分の間で  
 も一般的によく広まっている。暇なときの読書は、あらゆる階級の日本人が  
 第一にすることである……本屋は至る所の通りにあり、本は信じられないく  
 らい安く、それでいかに多くの本が読まれているかもわかるのである」
- ⑦慶応元年（1865）に世界旅行の途中で来日、トロイの遺跡発掘で有名なドイ  
 ツ人ハインリッヒ・シュリーマン『日本中国旅行記』（藤川徹訳、新異国叢書  
 第6輯、雄松堂書店、1982年）「日本には、少なくとも日本文字と中国文字  
 で構成されている自国語を読み書きできない男女はいない」（p.114）
- ⑧イギリス初代駐日公使オールコック『大君の都』（山口光朔訳、岩波文庫、1962  
 年）「日本では教育はおそらくヨーロッパの大半の国々が自慢できる以上に、  
 よくゆきわたっている」
- 世界を見てきた外国人が、驚きと敬意をもって評価。当時の日本の教育は、  
 来日外国人を驚かすに十分な水準に達していた。

### Ⅲ 江戸幕府の監察制度

- ▽内部監察 *インスペクション inspection* / 監察官 *inspector*  
 行政監察 *administrative inspection* / 行政監視 *surveillance*  
 会計監査 *financial audit*
- ▽「起請文前書」一覧『日本財政経済史料』第4巻、第5巻、第8巻）
- ①江戸執事奉行（公事裁許役人）慶長19年2月14日（⑧553）
- ②老中誓詞—慶応元年4月（⑧779）
- ③若年寄誓詞（⑧801）、勝手方若年寄（⑧827）
- ④寺社奉行吟味物調役（④300）

- ⑤町奉行 (④336)
- ⑥勘定奉行 (④59)、勘定奉行兼帯 (④61)、勘定奉行並 (④61)、勘定吟味役 (④68)、勘定吟味役改役 (④70)、勘定吟味役改役並 (④72)、勘定吟味役改役並 (④72)、勘定組頭 (④96)、勘定方御殿詰組頭 (④97)、勘定組頭格 (④99)、御勘定 (④147)、御勘定支配 (④147)、御勘定支配出役 (④149)、御勘定支配格 (④149)
- ⑦御材木奉行 (④200) ⑧御蔵奉行 (④172、⑤74)
- ⑨二条御蔵奉行 (④185、⑤72)、 ⑩御金奉行 (④195) ⑪漆奉行 (④204)
- ⑫御林奉行 (④208)
- ⑬京都所司代 (④241) ⑭京都町奉行 (④354)
- ⑮大坂城代 (④252 ⑯大坂定番 (④252) ⑰大坂町奉行 (④373)
- ⑱堺町奉行 (④384) ⑲駿府町奉行 (④395) ⑳甲府勤番 (④395)
- ㉑山田奉行 (④429) ㉒下田奉行 (④437) ㉓浦賀奉行 (④459)
- ㉔新潟奉行 (④463)、新潟奉行支配組頭 (④464)
- ㉕佐渡奉行 (④493)、佐渡奉行支配組頭 (④494)
- ㉖長崎奉行 (④524)、長崎奉行支配組頭 (④525)
- ㉗羽田奉行 (⑧1052) ㉘西国筋郡代 (④530) ㉙美濃郡代 (④535)
- ㉚飛騨郡代 (④538)
- ㉛代官 (④549)、代官神文 (④551)、諸手代 (④553)、並手代 (④556)、堤手代 (④561)、下役人 (④562)
- ㉜大津代官 (④549)
- ▽官僚心得・服務規程「郡代・代官・手代起請文前書」(村上直校訂編『江戸幕府郡代代官史料集』近藤出版、1981年)
- 代官起請文前書「一今度何方御代官役被仰付候上者、御為を第一に奉存、併跡々被仰出候御法度之趣堅相守、自今以後被仰渡候儀違背仕間敷候事」
- コンプライアンス compliance (法令・指示遵守)

## 1. 大目付

- ①朝尾直弘他編『角川新版日本史辞典』(角川学芸出版、1996年)「江戸幕府の職名。大名・交代寄合の監察などを主要な任務としたが、しだいに各藩への法令伝達が主になった。宗門改役、道中奉行を兼任。1632(寛永9年)総目付として設置。定員4-5名。旗本としては、比較的閑職だが最高位の職」
- ②大石学編『江戸幕府大事典』(吉川弘文館、2009年)「江戸時代初期には諸役人の監察、中期には法令の伝達や江戸城内の席次・礼法の監督を主に行った役職。寛永9年(1632)柳生但馬守宗矩(むねのり)ら4名が「惣御目付」に任じられてことに始まる。その職務は、同年12月18日付「条々」により、(1)法

度に背く大名・旗本、(2)公儀への奉公の軽重、(3)年寄以下諸役人の奉公状態、(4)軍役の嗜み、(5)奉公人の身上、(6)民衆の疲弊、(7)諸人の迷惑などを監察することと定められ、同月 25 日付「覚」において、(1)御用日に出座して善悪を承る、(2)4名のうち、2名ずつ公事の場合に出る、(3)誓詞の文言、判形を改める、(4)旗本の馬印・指物を仕置する、(5)分限帳類を編成する、(6)古くなった街道筋の制札を改め替えることが追加された」(pp.99~100)

③旧東京帝国大学史談会『旧事諮問録』(青蛙房、1964年)

「目付・町奉行・外国奉行の話」(明治24年5月16日インタビュー)／回答者・目付、大目付、江戸町奉行、神奈川奉行、外国奉行・経験山口駿河守泉処

◎(重野安繹)大名の縁組、家督などの事は、余程重大のことですから、政府の大権に属するので、それを大目付がやりましたので、誰と誰とが縁組するのは よろしくないとか何とかいうのが大目付です」(p.176)

## 2. 国目付

①『角川新版日本史辞典』「江戸幕府の職名。寛永期(1624~44)に制度化。使番と両番(小姓組、書院番)から2名が選ばれ、幼少の藩主が相続した大藩を中心に派遣された。その任務は藩政の善悪を内々に調査して報告することとされ、幕府の権威をかりた内政干渉などは禁じられていた。仙台伊達氏、鳥取池田氏、熊本細川氏などに継続的に派遣された」

②大石学編『江戸幕府大事典』「諸大名家に対して臨時に派遣された監察役人。寛永年間(1624~22)以後確立した。原則的には、使番と両番(書院番・小姓組番)から1人ずつ選任され、2人1組で派遣された。本制度の始まりは慶長・元和期(1596~1624)に求められるが、当時は藤堂高虎などの大名や、安藤重信などの奉行職にあるものなどが選任され、藩の内政に干渉し、藩政運営の後見的役割を期待されるなど、きわめて実質的な意味合いのもとに派遣されたようである。国目付は、幼少相続となった大藩に多く派遣されたが、天変地変のおりおりにも派遣されることもあり、4代将軍徳川家綱期までは一大名家に複数回派遣されることもあった。5代将軍徳川綱吉期以降には、1代1回限りで派遣されるようになり、以後、幕末まで継続される。国目付の派遣時には、将軍より受け入れ大名へ黒印状が発給され、また国目付にも下知状が出されて、家中の諸事や農工商のことなども指図しないこと、ただ藩政の良否を報告することなどが指示されており、国目付の職掌としては、藩の内情をよく監察して幕府に報告することが求められていたことがわかる。藩側でもその点を警戒しており、国目付の来訪には神経をとがらせていた」

## 3. 目付

- ①『角川新版日本史辞典』「江戸幕府は、政治の監察、家臣団の統制のために大目付と目付を設置した。目付は若年寄支配で、西丸にもおかれ、配下に徒(かち)目付、小人(こびと)目付を擁して、旗本・御家人の統制、諸役人の勤務をはじめとする政務全般を監察した。1616(元和 2)—17 頃設置。1732(享保 17)には、定員 10 名。役高 1000 石。有能な旗本が就任し、奉行に昇進した」
- ②大石学編『江戸幕府大事典』「旗本・御家人の監察、政務一切の監察、殿中礼法の指揮などを行った役職。若年寄支配。設置は元和 2 (1616)～3 年といわれている。人数は不同で、十数名から二十名以上に及ぶこともあったが、享保 17 年(1732)に 10 名と定められた。しかし、安政 3 年(1856)より次第に増員され、慶応年間(1865～58)には 30 名前後を数えた。目付は、御目見以上の役職で布衣以上、殿中における席次は中之間……享保七年には役高を千石と定められた。なお、慶安 3 年(1650)より大御所や将軍世子が居住する西丸に臨時で設置されることがあった……目付は、旗本・御家人の監察、諸役人の勤方の査検、殿中礼法の指揮(座敷番)、将軍参詣、御成の供奉列の監督(供番)、評定所での立合(評定番)、幕府諸施設の巡察、消防の監視(火之口番)、諸普請の出来栄(できばえ)見分などを職務とした。さらに、旗本・御家人より提出される急養子願の判元見届、摸令の伝達、諸役所よりの問い合わせに対する回答なども担当している。加えて、勝手掛、日記掛、町方掛をはじめさまざまな掛を加役として兼任した。勝手掛は勘定所の金銀出納について勘定奉行などと協議をなし、あるいはその動向を監視すること、日記掛は日記方表右筆が記した「江戸幕府日記」の確認、さらに手付坊主を指揮して同日記の写本を作らせること、町方掛は町奉行所や火付盗賊改方の監視を役目とした。さらに、目付は幕末期になると、外国掛、海防掛、大船製造掛なども兼任している。このように、目付の職掌は、時期を経るごとに拡大していった……目付にとって、これらの緒職より出される願出、伺を専決、あるいは若年寄に上申し、その指示にもとづいて処理することも重要な職務であった。なお、目付は、江戸城中において目付部屋、目付方御用所と称される執務室を与えられていた……執務室には基本的に、右筆、徒目付、坊主など以外の出入りは禁止され、常時、本番。加番の目付 2 名が宿直して非常に備えた。また、目付部屋二階の内所(ないしょ)や目付方御用所には徒目付などが詰め、目付の指示にもとづいて意見書の起草などにあたった」
- ③旧東京帝国大学史談会『旧事諮問録』(青蛙房、1964 年)  
「目付・町奉行・外国奉行の話」(明治 24 年 5 月 16 日インタビュー)／回答者・目付、大目付、江戸町奉行、神奈川奉行、外国奉行・経験山口駿河守泉処  
○「御目付はいつ頃から置かれましたか」  
◎「慶長の頃、御使番の中にて目付をいたしたかと存じます……寛永の頃に

はもう立派に役の規則が立っております」

- 「御目付の人選の仕方はいかがでしたか」
- ◎「選挙の仕方が諸向きとは異って、余程よろしいのでございます。早く申すと、投票のようなものでありました」(以上 p.163)
- 「誰が投票するのですか」
- ◎「目付の同輩で投票するのであります。目付の中にて転役をいたすとかで空席が出来ますと、同輩の投票にて人選になるのであります……同役が各々選挙する人の名を書いて出すのであります……そしてその中から最多数のものを取上げて、まずそれを申上げて見ようと、筆頭が若年寄の所へ行って、同役が空きましたから、同役一統の評議をいたした所が、この人がよろしいということですから、この者をと推挙しまして、若年寄が三世し、閣老も承知すれば、閣老より上(將軍)へ伺うのでございます。ところが若し奥(將軍側近)の特選で誰を入れようということがありますと、若年寄が筆頭を呼んで、今度御同役が一人空いたが、それについてこういう者を仰せ付けらるる様子だがいかがです、という内談があります。
- 「それは投票の前にですか」
- ◎「左様です。大概その前方です。そうすると、いずれ同役と評議をいたしまましようと、上の権にまかせぬので、その辺は他の役人と異なっている所です。その場合に、折角の上の思召しでございますが、何某はこういう風聞があるとか何とか、打ち毀しを言えるのは筆頭の権でございます。しかしそうはいっても、是非入れんければならぬ時もございます。何しろ將軍家を上に着て、上の思召しというのですから、どうかこうにか折合うように相談して見ろということで、筆頭が同役へ説得いたさんければなりません。御一統は御不承知ですが、まず彼者を勤めさせて、よろしからざればその時の評議にいたましようと説得をいたします。それゆえに筆頭の人物によりまするので、たしかな人ですと同役も仰せの通りとと申しますが、筆頭が鈍いと意義を申し出とます。何しろ銘々上(かみ)に向かって申上げる権利がありますから、抑え方に困ります。すべて筆頭の人物に依るのであります。他の役と異って目付の首座は、権力のある代わりに、少しでも座下に軽く見られますと、一日もつ勤まりませぬ」(pp.164~165)
- 「目付を他へ転ずるとか、黜陟(ちっちゃく)のことは、勝手に上の方で出来ましたか。この目付は気に食わぬから放擲しようというので、追い出すというようなことが出来ましたか」◎「それは出来ませぬ。最初選挙する時に、それほどむつかしいのですから、転ずる時もむつかしい。そういうことは筆頭だけは早く知ります。それは若年寄から内沙汰がありますので、何某を今度転職させる積りだがどうかという沙汰があります。そうすると

筆頭が、只今彼者をお出しなされては、後が差支えましようという、若年寄も強て申すことは出来ませぬ。お出しなすつてもよろしうございまいと申すのもあります。その時は、お出しになってと。こへお使いになるのですかと聞きますから、どこへ転出ということがわかります。たとえば大坂町奉行に仰せ付けらるるとか何とかいうと、まだ大坂町奉行は彼者ではいけますまいなど申す者もございます。とにかくその折りに上の意のある所は薄々知れます」

- 「然らば上でこうしようと思つても、誰は目付に必要であるからと、拒むことも出来たのですか」
- ◎「左様です。その届くと届かぬとは、筆頭の器量次第です」
- 「御目付の職権の大体はどのようなものでありますか」(以上 p.166)
- ★◎「御目付の職権の大体は、諸役人すべての取締りです。それに評定所の公事訴訟に限つては、目付が立会わなければなりません。其他、何役のことにも掛り合います。つまり役人の理非を弾正するのであります」
- 「御目付が職掌を尽くす仕方は何かありましたか。茫然として事の起こるのを待っていたのですか」◎「平生事々物々に気を付けておらんければならぬので、士分で身持の悪い者を糾すとか、非常な鬭争などはありはせぬかと、始終物事に気を付けておらんければならぬのです」(以上 p.167)
- 「すべて目付が意見のある時は、老中に言うのですか」
- ◎「左様、老中なり若年寄なりに言うのです。直ちに將軍家へ申上げるようなこしはありませぬ。もつとも目付には誓詞の文言に、諸向きと異つた箇条がある。それは「たとい老中の事たりとも言上すべし」という箇条で、たとい相手が老中でも、これは不都合であると思つたら、直ちに將軍家へ言上してもよい権はあつたのです」◎「総体に目付は憎まれる役でした」
- 「目付は、株を買つたとかどうとかしたという成り上がりは、すべて任じなかつたのですか」◎「左様です。門地のある人を目付にするというのです」
- ◎「御目付へは始終検印物が廻ってきます。検印物の下拵えは徒士目付がいたします。何にいたせ、柱一本建てるにも御目付に言い出して来て、目付の検印でなければ出来ぬのでしたから、何でも廻ってきました」(p.168)
- ◎「十人の中に、既に数人の検印が済んでいても、一人不承を唱える者があると、ご一同のご検印は済んでおりますが、私の存じ寄りは違いますから、こういう論を書かせてましたから御覧下さいと言つて、下ゲ札を書いて一同へ見せるのです」p.171)
- 「御目付は毎日どこへ詰めたのですか」◎「お座敷の中に別に別に部屋がありました。十四五畳くらいの所に、バラリと並んでいるのです」(以上 p.172)
- 「奥から御目付などに転じて来るのは榮転ですか」◎「左様です」

- 「御目付はそういうように権力があるだけに、その権力を(か)りて悪いことも出来たのではありませんか」
- ◎「本当に悪いことをするには、独立では出来ませぬが、他の勘定奉行とか町奉行とかと協力すると、随分悪い事も出来たそうです」(以上 p.173)
- 「御目付は何かに転ずる踏台のようなものだということがありましたか」
- ◎「そんなこともありえましょう。かの役を勤めると、一番その人の器量が分かり易いのです。御存じの通り老中は大名から成り立っております。同じ旗本の同輩ならば、幾分かその人の様子を聞いておりますから分かりますが、大名から老中になって使う役人は、旧知ではなし、どんな人か他の役に使うにも器量が分かりませぬから……それが目付になりますと、始終使われていきますから、人物が能く分かります。目付で使って見て、存外この者は役に立つから、どこの奉行が空いたから転じさせようとか、何にしようとか言って、上へ伺って転役させたりするのでありますから、少しく踏台という気味もあります」(以上 p.174)
- 「閣老などを監察するのも大目付ですか」◎「左様ではありません。それはむしろ目付の権限内です」○「御目付は権力のある役目柄、人に怖れられておりましたか」◎「みな怖れておりました」
- 「御目付は評議に預って議論するというようなことは、あまり無かったですか」◎「政事向きの事は、すべて始終論を出しました」。
- 「閣老とか他の役人と、対審のようなことはなかったのですか」★◎「折りおり御座敷評議と申して、たとえば勘定奉行が書面にして何かの事を申し出ると、ぜひ御目付が同席して評議です。殿中の空き間へ行って、車座になって是非を論ずるのです。それが全く書面に書きあらわすことの出来ぬものは、御目付が皆々を呼んで車座になって其の事を言ったものです……評議がすむと、奉行は御目付一人か二人と一緒に閣老の前へ行って其の事を言います。そうすると閣老が、御目付の方には異存はないかと言う。私共が評議談合いたしました、これでよろしゅうございませぬ」と、閣老も安心してそれで済みます」
- 「御目付は評議方も兼ねているのですが」
- ◎「左様です。評定官をいたすのです」(以上 pp.178~179)
- 「それでは奉行などから、今度の事にはグズグズ言ってくれるなどか何とか、依頼はありませぬか」⇒上司の圧力
- ★◎「それを諾(うん)と言ったら目付の役が立ちませぬ。傍(はた)が目を付けておりますから、協同してやったとか何とかということが知れると耐(たま)りませぬ。自分の身が怖いから頼みを聴きませぬ。頼みもしませぬ。全体厭がられておりますから、毛虫のようなものです」⇒毛虫
- 「御目付の監察は、目付同士ですか」

- ◎「左様です。目付はドンドン蹴落としてます」
- 「大目付の方の悪いことは、御目付が監察するのですか」
- ◎「グズグズするとやります。大目付は故老の隠居後みたような者ですから。昔は何にもしない氣息奄々(えんえん、絶え絶え)としていたのが多いのです」
- 「大目付、御目付は他の人と交際をしないわけでしたか」
- ◎「左様です。どこへも行くことが出来ませぬ。ごく近親、つまり親子、兄弟、伯叔父、甥くらいまでは行けますが、他へは行くなというのです」
- 「どこへ行っても威儀を正して、御目付でやっているのですか」
- ★◎「左様です。どこへ行っても立派にそうやっておらなければならぬので。着物の品柄から質素を旨として、他向きとは違うのです。それにまた奇なことがありました。歩き方にも目付風があつて余程奇体でした。若い人が聞くと報復絶倒でしょう。当直の者が登城をする時に、隅々まで見廻る趣意で、歩くに極まりがありました。たとえば通常の人は大手の内でも雪の除けてある所を歩きますが、御目付は直角に行くのですから、雪道の附けてない所を歩かなければならぬ。つまり堀端の方へ突き当たるのです。堀端は搔いてない。あすこで下馬をして、足駄を穿いて歩いて行くと、齒の間へ雪が溜まって、ゴロゴロして歩けやアしない。耐(たま)らないから度々桁の齒の雪を、供がコンコンと敲(たた)いて掃ってくれる。番所の者が「アーッ」と声を掛けております。これは山人の登城に際して人を制しているわけですが、こっちは暇がかかるから、いつまでも「アーッ」と声をかけております」(pp.179~180)
- ★ ○「御目付になると、御目付の心得書がありましたか」
- ◎「左様、心得書がありました」
- 「それには御目付勤役中に見たり聞いたりすることは、決して他言せぬということがありましたか」 ◎「ありました」
- 「転役しても御目付勤役中のことは、他言せぬということがありましたか」
- ◎「左様です。勤役中のことは転役しても他言は出来ませぬ」
- 「そういう書き物は残っておりますか」
- ◎「残ってはおりませぬナ。また誓詞の文言は大概極まっておりますが、御目付中の内誓詞には、三味線は娘にも稽古させることは出来ぬ。もつとも、琴はよろしいのですが。親類でなく他人の家へは決して泊まるなどか、そういう規則が書いてありました。これをたしなみ誓詞と称えました。私なら私が新規に御目付になりますと、古参の目付たちが柳の間という部屋で、誓詞をさせます。それゆえこの誓詞を柳の間誓詞とも申しました。その部屋で筆頭が、誓詞をお読みなさいと言って、同役が読み上げるようになっております。以前らの古い御目付の名前が沢山書いてありました。血判はいたしませぬが、花押を書きました。それが規則でした。御目付は御目付部屋という

ものが奥まった所にありました……部屋に来る者は御徒歩目付と御右筆が来るばかりです。御右筆は書き物を持って来るのです……また目付部屋に限って釜が掛けてありました。茶は御数寄屋の坊主が詰めておりますから、坊主が立てます……秘密の事も耳に入るから、御坊主も御数寄屋屋坊主も、十歳くらいから十四五歳までの子供が詰めていた……座蓆(ざせき)と申すのを敷いておりました。こちらに火鉢、こちらに御用箱を置いて小刀を差したままです。また念の入ることは、書き物は多く他より来ますが、ちょっと部屋から出るにも、決してその書き物を懐中へ容れてはならぬ。何の書面でも両方の手に持って歩かねばならぬのです。懐中には鼻紙が二三枚入っているだけです。手に持っていれば忘れないからでしょう」(pp.180~181)

◎「火事があると出なければなりません」

○「それは近火の場合ですか」

-★◎「イヤどこへでも行きます……目付の役は火事場へ出る役人に目を付けに出るのです。焼ける方には構いません。火消、火事場見廻り、使番、更大名火消なども出ているので、その役々を監察して注進状を出します。それが目付の書上げです……また『お櫓(やぐら)が明きました』と言うと、櫓へ行かなければなりません。御徒士目付が挑燈をつけて供をします。あの塵埃(ごみ)だらけな所を登るのです。火勢盛んの火事だと耐(たま)らない。火事の消えるまで見ていなければならぬ。たいがい御使番を代理に出すのです……御使番の方は羅紗の火事装束を着ておりますからよろしいが、御目付は装束がないのですから、冬は寒くて耐(たま)りませぬ。御使番が見ておりますが、長く焼けておきますと、もう一遍行かざるまいとまた出ていくこともあります」

★○「礼典の事にも加わり、公事訴訟の時にも立会う、役人の監察、突発椿事の処置、なかなか忙しいものです」 ◎「左様です」(pp.182~185)

#### 4. 勘定吟味役.

- ①『角川新版日本史辞典』「江戸幕府の職名。勘定所の役人で、勘定所の業務と奉行や勘定所役人を監察する権限を持っていた。1682(天和2年)設置、99年(元禄12)いったん廃止、1712(正徳2)再置、定員4~6人、役高500石、役料300俵、勘定組頭や代官などのなかから、経理に通じた者が選ばれた」
- ②大石学編『江戸幕府大事典』「江戸幕府勘定所の監査役。『天保年間諸役大概順』によれば、老中支配、五百石高、役料三百俵、中之間席の役職……おおむね4~6名が常置されて……職務は勘定所での金穀の出納、封地の分与、幕領の年貢の徴収と郡代・代官の勤怠、金銀の改鑄、争界の訴訟など一切の監査である。さらに勘定奉行とその属吏に不正があれば直ちに老中に開陳する権限があり、勘定奉行は勘定所での経費の決定すべてにその賛成を必要と

し、このほか米金受取手形には初判を押した。また当初は評定所での業務が勝手方・公事方に分課され、翌7年、勘定奉行同様に勘定吟味役も分属し、評定所列席は公事方の担当となった。しかし、のちには勘定所関係の事務に限られ、分担を定められた……転入者は勘定組頭、代官、賄頭、納戸頭から就任する者が多く、経理に明るい者が選ばれた。一方転出先は遠国奉行、勘定奉行、二丸留守居、納戸頭が顕著であった」

- ③旧東京帝国大学史談会『旧事諮問録』「勘定所の話」(明治24年2月23日インタビュー)／回答者・御勘定組頭、勘定吟味役、勘定奉行並、佐渡奉行・鈴木重嶺／補訂者・外国奉行、御小姓頭取、御側御用取次・竹本要齋
- 「勘定吟味役の勤めは余程権力のあるように聞きましたが」
- ◎「左様、あれは八代将軍の時に初めて出来た役(\*実は天和2年創設、正徳2年再置)であって、その当時は勘定奉行は御錠口から内へはいることは出来ませんでした、勘定吟味役に限って、御用があれば御錠口の内へはいることが出来たので、と言うのは(中奥には)勘定役取締とかがあって、(勘定)奉行によらずに見込みを申立てるわけになっておりましたから、吟味役は権力があったというのであります」⇒大奥入り許可
- 「それでは余程権力を与えたものでありましたナ」◎「左様、吟味役が不承知であると勘定奉行が何と言っても出来ませんのであります」⇒拒否権
- ◎「妙なことで、あの時分には役人が役向きを言付かると、評定所において、例の誓詞をいたしますが、吟味役の方にはそれがございません。これは奥誓詞になります。すなわち老中の前で、右筆が誓詞を読んで、そこで血判をするのであります。奥勤め同様になっておりましたのであります」◎「私は勝手方の組頭をいたしておりましてそれから吟味役を言付かったのであります、勝手方の組頭は好き役でございました。それが吟味役になりますと五百石三百俵を戴きましたが、組頭の時に溜めた金はすべて吐き出してしまうというので、この御役は嫌われましたな」⇒実入りが少ない
- ◎「たとえば三家三卿をはじめ諸侯方から、何か頼み事のある場合など、勘定奉行勝手方へ何か贈り物のあるのが普通でしたが、その贈り物は、すべて勝手方の組頭に賜わるのが仕来たりで、吟味役は貰えぬことになっておりました。それは自が貰っては口がきけぬからであります」⇒賄賂なし
- ◎「旧幕時分には入用筋に間違いは決してなかったので、勘定奉行、吟味役が判をおさなければ、金を受取ることが出来ません」◎「勘定の方では吟味役が一番権力があって、すなわちそれが目付役でもあります」(p51)
- ★◎「勘定方から転役をさせるということを勘定奉行へ申立てる時は、勘定奉行、吟味役の両名で連判をしなければ、転役をさせぬのであります。両名連印をしなければ、上(かみ)でお取上げにならないのであります。そうして吟

味役支配の転任の時は、勘定奉行の連印は入りませんでした。たいそう吟味役に権を附けたものであります」⇒人事権

- ◎「すべて入用筋のことは勘定の方に掛りがあって、その掛りへ評議が下ります。そこで評議の上、勘定奉行、勘定吟味役が然るべしと上申すると、そこで始めて御下知があるのであります。何でも吟味役の評議済みでなければならぬのであります」(以上 p52)
- 「権力は勘定奉行より吟味役の方が、一段上でありましたか」
- ◎「一段上というわけではありませんが、勘定奉行が自由にしようとしたとしても、吟味役がそれを拒むと、なかなか自由に行きませんのであります」⇒最終決定権、勘定奉行牽制
- 「つまり現今の会計検査院の如きものでありますか」
- ◎「左様、そうした一面もありました」(以上 p.61)
- 「勘定奉行と勘定吟味役との間柄にて、奉行から申し出たことについて、不正のことがあっても、吟味役の方で遠慮して、つい情実に蔽われるというようなことはありませんでしたか」 ◎「それは実際あったかも知れませんが、しかし不当なことには、あくまでも吟味役が不承知でありました」
- 「前年の会計は、今年の何月頃にいたしましたか」
- ◎「二月頃と記憶いたします」
- 「その遣い払いのメ高の報告にとどまって、細目の報告はいらぬのでありますか」 ◎「左様、かねて吟味役、勘定奉行の判がなければ、御金蔵にて金を渡さんので、金奉行の方でハッキリと何役の者に何の入用について何百両渡したということが、一々書き留めてありますから」(以上 p.63)
- ④『江戸幕府職官考』(文化図書、2011年)「勘定所二」
  - ▽「勘定吟味役四人或ハ五人、布衣、中ノ間五百石高、役料三百俵、勘定吟味役ノ職、老中ニ属シ、勘定奉行ニ置キ、金穀ノ出納、貢租ノ決額、封地ノ割与、金銀ノ改鑄及ビ争界ノ訴訟等ヲ檢數監視スルコトヲ掌リ、奉行以下、取扱ニ非違アラバ、直ニ老中ニ開陳スルノ権ヲ有ス、凡局中ノ事務ヲ監察シ、金穀請取手形ニ初判ス、凡評定所式日立合ニハ、三奉行ノ次ニ列シテ、裁判ニ参聴ス、其難訴ニ至リテハ訴人ヲ別席シテ、更ニ之ヲ審理ス、凡御用ノ時ハ土圭間内ニ列ス、又歳末ニハ賞金三枚ヲ賜フ(ボーナス)土圭間内ニ列ス、又歳末ニハ賞金三枚ヲ賜フ(ボーナス)、代官或ハ勘定留役等より歴仕ス(出典略)、凡本職ニ補ハ誓詞をナス(コンプライアンス 遵法)」
  - ▽「誓詞」(α「諸役誓詞前書」pp423～426、β「徳川禁令考」pp.432～435、γ「起請文前書」『日本財政経済史料』第4巻)
  - α「第一、今回勘定吟味役ニ勘定吟味役ニ補セラル、愈大府ヲ■シ、忠節ヲ尽シ、苟モ事ニ私曲ヲ挟マズ、百事ニ注意勉勵スベシ」

- β 「一、今度御勘定方吟味役被仰付候弥重ニ公儀御為第一奉存御後闇儀無之、御用向万事入精相勤可申事」
- γ 「一、此度御勘定吟味役被仰付候、弥重公儀御為第一奉存、御後闇儀無之、御用向万事入精相勤可申事」
- α 「**第二**、従来ノ法度ヲ確守シ、且今後発布ノ条例壁書ニ違反セズ、而シテ同僚ハ言ヲ俟タズ、大府ノ一族ヲ首(はじ)メ大名等輩ト与ニ大府ニ対シ悪意ヲ挟ミ、以テ合議結党スルナケム」
- β 「一、跡々ヨリ御法度之趣堅相守、自今以後秘仰出候御条目壁書等是又違背仕間敷候、相役中ハ不及申御一門方ヲ始諸大名諸傍輩ト奉対御為悪心ヲ以申合一味仕間敷事」
- γ 「一、跡々ヨリ御法度之趣堅相守、自今以後秘仰出候御条目、壁書等、是又違背仕間敷候、相役中は不及申、御一門を始、諸大名諸傍輩と奉対御為、悪心を以申合一味仕間敷事」
- α 「**第三**、凡命付セラルハ公務ハ、専心カヲ尽シテ檢敷シ、意見ノ在ルアラバ、之ヲ勘定奉行ニ協議シ、或ハ其事項ニ因リ、直ニ老中ニ上申スベシ
- β 「一、勤方之儀被仰出候趣随分及心候程入念遂吟味存寄之儀ハ御勘定奉行へ可申談候、尤品ニより御老中方へ可申上事」
- γ 「一、勤方之儀被仰付候趣、随分及心候程入念遂吟味、存寄候得ば御勘定奉行可申談候、尤品により御老中方へ可申上事」
- α 「**第四**、旧規ト雖モ、改良スベシト思惟スル者ハ、忌憚ナク之ヲ開陳シ、旧慣ニ拘泥シ、以テ黙止スルナケム」
- β 「一、只今迄相定来候儀ニテモ如何ト存候儀ハ前々ニカ、ハリ少モ指扣候儀仕間敷事」
- γ 「一、只今迄相立来候儀にても、如何トと存候儀は、前々に拘り少も差控候儀仕間敷事」
- α 「**第五**、公務ニ関シ、勘定奉行及ヒ同僚ト相軋轢セズ、協議ノ際ハ飽マデ心衷ヲ吐露シ、官府ノ便益ニ從テ決議ス、既決ノ後陰ニ背議ヲナスベカラズ」
- β 「一、御勘定奉行并同役ト御用之儀ニ付、中惡不仕心底ヲ不殘申談御為能方ニ落着可仕候、極候儀ヲ陰ニテ何角ト取沙汰仕間敷事
- γ 「一、御勘定奉行并同役と御用之儀に付、中惡敷不仕、心底不殘申談、御為能方落着可仕候、極候儀を陰にて何角取沙汰仕間敷事
- α 「**第六**、公務ニ因リ、特ニ老中ノ尋問ヲ蒙ルアラバ、勘定奉行ヲ畏怖セズ、心胸ヲ開キ、以テ意見ヲ上陳スベシ」
- β 「一、御用之品ニヨリ御老中方別ニ御尋之儀於有之ハ、御勘定奉行ヲ不相兼心底不殘可申上事」
- γ 「一、御用之品に寄、御老中方別而御尋之儀於有之者、御勘定奉行を不相兼、

心底不殘可申上事」

α 「第七、租額ヲ決定スルノ際ハ、公正ニ檢敷シテ貢租ノ渋滞セザルヲ要シ、且農民ノ窮困セザルニ注意スベシ」

β 「一、御取図之儀相極候節、納方宜様ニ正路ニ遂吟味并百姓困窮不仕候様随分入念可申事」

γ 「一、御取ケ之儀相極候節、納方宜様正路遂吟味、并百姓困窮不仕様随分入念可申事」

α 「第八、代官勘定員、其他會計ニ關係スル諸吏ニ対シ、毫モ偏頗ノ処分ナク、苟モ事ニ私曲ヲ挟ムモノアラバ、必之ヲ上稟シ、仮令事勘定奉行ニ關スルモ、官府ニ対シ、不正ノ所為アラハ、之ヲ老中ニ申告スベク、又公用ヲ承当スル商工ニ於ケルモ、公正ニ劍敷シテ、毫モ仮借スルナケム」

β 「一、御代官御勘定方并御勘定向へ附候役人少モ臆偏頗仕間敷候、御後關儀於有之ハ可申上候、タトへ御勘定奉行之儀ニテモ對御為不宜事有之バ、御老中方迄可申上候、次ニ御用掛り候町人職人無依怙臆偏頗吟味之儀少モ用捨仕間敷事」

γ 「一、御代官御勘定方并御勘定向へ附候役人、少しも臆偏頗仕間敷候、御後關儀於有之者可申上候、縱令御勘定奉行之儀にてても、對御為不宜有之候はゞ、御老中方迄可申上候、次御用掛候町人、職人無依怙臆偏頗吟味之儀、少モ用捨仕間敷事」

α 「第九、金銀ノ改鑄其他ノ公務ハ、齊ク注意シテ之ヲ勤務スベシ」

β 「一、金銀吹直、其外御用之品何モ一同ニ入念可相勤事」

γ 「一、金銀吹直、其外御用之品、何も一同入念可相勤事」

α 「第十、封地ヲ賜与スルノ際、分割ノ方法ニ於ケル、毫モ偏頗ノ処分ナク、公正ニ之ヲ檢敷シ、タトエ何人ヨリ囑託セラルハモ、一切ニ承諾セズ、モシ己ヲ得ザルノ事故アラバ、老中ニ稟候シテ、其指揮ヲ仰ガン、且ハ領及ビ私領地争塚ノ訴訟ニ因リ、出張調査スル際ハ必明細ニ檢敷スベシ」

β 「一、私領相渡候節、知行割之儀少モ無依依怙臆偏頗吟味可仕候、タトへ何方ヨリ頼候儀申来候共一切請合申間敷候、若無拠儀於有之者御老中方へ相伺之可請差図事、附御料并私領地方論所之公事檢使差遣候節委細入念吟味可仕事」

γ 「一、私領相渡候節、知行割之儀少も無依依怙臆偏頗吟味可仕候、縱令何方ヨリ頼候儀申来候とも、一切受合申間敷候、若無拠儀於有之者、御老中方へ相伺之可受差図事、附御料并私領地方論所之公事檢使差懸り候節、委細入念吟味可仕事」

α 「第十一、公威ヲ仮リテ活傲ノ行ヲ為サズ、且非理ヲ以テ、他ヲ禁制スルナケム」

β 「一、御威光ヲ以之奢不仕非儀申間敷事」

- γ 「一、御威光を以私之奢不仕、非儀申懸間敷事」
- α 「第十二、親戚及ビ承故アル者ヲ除クノ外、金銀米錢、其他■遺ハ、一切コレヲ受納スルナケム、且妻子及ビ家隸ニ至ルモ、嚴戒シテ、私ニ受納スルナカラシメン(出典略)」
- β 「一、親類縁者由緒有之面々之外ヨリ金銀米錢、其外何ニテモ一切受用仕間敷事、附、妻子家来迄堅受容仕ラサセ申間敷事」
- γ 「一、親類縁者由緒有之面々之外より、金銀米錢、其外何にても受用仕間敷事、附、妻子家来迄堅受用為仕申間敷事」

### おわりに

- ①内部監察=幕府官僚制とともに整備
- a ガバナンス **governance** 強化の機関・組織
- b コンプライアンス **compliance** (法令・指示遵守)
- ②独立性・倫理性をもつ調査組織⇒官僚組織の合理化・近代化